

「表紙 共 10 枚」

令和2年4月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1. 日 時 令和2年5月8日(金曜日) 午後1時30分

2. 場 所 日田市役所7階 大会議室

3. 出席委員

1番 小山一善	14番 川津清則
2番 石井照久	15番 中山敦子
4番 中島浩司	16番 森 克男
5番 湯浅正徳	17番 飯田 隆
6番 河津裕治	18番 塩井明美
7番 左原三枝子	19番 財津満寿光
9番 伊藤明美	
11番 松原忠雄	
12番 梶 伸廣	
13番 江藤義幸	

4. 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主査 兵頭康之 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

4 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第7号 5月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

第3号 農地法施行規則第29条第1項該当による届出の件

第4号 農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出の件

7 その他

(1) 3月戸別訪問集計について

(2) 5月現地調査

日 時 5月28日（木） 午前9時

※調査委員のみ

(3) 5月定例総会

日 時 6月8日（月） 午後1時30分 会 場：7階 大会議室

(4) 行事日程

5月21日(木) 常設審議委員会(大分市)(小山会長)

(5) その他

- ・「4月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「4月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より定例総会を開会いたします。本日は3番の栗秋喜一委員、8番の武内建則委員より欠席届が出ておりますのでご報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数18名中、出席委員16名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを報告いたします。</p> <p>また会議に入ります前にお断わりさせていただきますが、議事進行上発言される場合は、挙手をして議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>皆さんこんにちは。今日もお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。新型コロナの影響で、今月も農地委員の皆様方には出席を控えていただくということで、農業委員の皆さんだけで議事を進めていきたいと思いますが、先月に続きましたこういう状況ですので、議事の進行にご協力をお願いしたいと思います。それでは着席して議事の進行をしたいと思います</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、こちらから指名でよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>今日の議事録署名委員は5番の湯浅正徳委員と19番の財津満寿光委員のお二方をお願いします。</p> <p>続きまして、議案訂正、事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>議案訂正について、事務局からでございます。今回は訂正の箇所が多くて申し訳ございません。順に説明いたします。</p>

	<p>手元のほうに、机の上にA4版の半分のメモ書きみたいなものをお配りしておりますが、そちらをご覧いただきながら、あらかじめお送りしました議案集のほうに修正がありますので説明いたします。</p> <p>まず、24ページをお開きください。24ページの上段の125番です。貸し手の氏名にカッコ書きで〇さんとありますが、削除をお願いします。続きまして、25ページの上段の127番、こちらは地目の現況が原野と表示しておりますが、ここは現況は畑が正しいですので2筆とも訂正をお願いします。続きまして26ページ上段の129番です。貸し手の住所、〇さんの住所が天瀬町の住所が表示しておりますが正しくはこの方は転出しまして、久留米市〇が正しいです。訂正をお願いします。まず、あらかじめお送りしてありました議案集のほうはこの3点が訂正でございます。それから今日、議案集とは別に机に定例総会議案カッコ別冊というのを、枚数で5枚ほどのつづりで右上に取扱注意と書いてある分があると思いますが、この部分について中間管理事業分の利用権の議案です。この部分について掲載が漏れておりました。今日の総会の時で申し訳ございませんが、追加の別冊で配布させていただいておりますので、よろしく申し上げます。1ページから3ページにかけてが議案第4号の追加です。4ページから5ページについてが報告第1号、それから一番最後の6ページが議案第4号のチェックシートの部分になりますので、こちらは審議の段階でご覧になっていただきたいと思います。今回は訂正が大変多くなりまして申し訳ございませんが、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>訂正わかりましたでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、議案審議に入りたいと思います。今月の調査委員長は、14番川津清則委員でございます。前の方へ着席をお願いします。</p>
<p>調査委員 (川津清則)</p>	<p>今月の調査委員の川津でございます。先月の28日に、中島委員、中山委員、事務局と現地を見て参りました。よろしく申し上げます。私は今回が現地調査は3回目でしたが、今回の調査でやっと充実した調査ができたと感じた調査でした。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局
(兵頭康之)

議案集 1 ページ、農地法第 3 条、今月は 6 件の申請でございます。

番号 1 3 からまいります。大字高瀬〇と〇の 2 筆、面積が合わせて 784 m²でございます。譲渡人は大日町の〇さん、相続して農地を取得しましたが譲り渡したいということで、譲受人が同じく大日町の〇さん、譲り受けて農地として利用していきたいということでございます。場所は、県道小畑日田線を進んで、近くに〇がございませうが、県道から高瀬川を越えた向かい側にある農地になります。農地のつながりの端の方にあり、2 筆が近い関係にあります。かなり荒れている状況でありましたが、譲受人の〇さんはユズ等を植えて、農地として利用していきたいということでございます。

続いて 1 4 番です。大字有田〇、地目が田で、現況畑の 480 m² 1 筆の申請でございます。譲渡人が福岡県大野城市の〇さん、県外居住で管理できないということで譲りたいということでございます。譲受人が池辺町の〇さん、譲り受けて農地として利用したいということでございます。場所は、〇の近くの農地で、近くには〇などがあります。野菜等を栽培していきたいということでございます。

2 ページ目をお願いします。番号 1 5 番です。大字夜明〇、地目が畑で 453 m² 1 筆の申請です。譲渡人が若宮町の〇さん、高齢のため譲りたいということで、譲受人が夜明関町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということでございます。場所は、〇の近くで〇がありますが、上って行ったところの農地です。この土地の真ん前が譲受人の〇さんのご自宅です。この土地は災害に遭ったりしたということで、なかなか農地として使いにくいということですが、野菜等を植えて農地として管理していきたいということでございます。

続いて 1 6 番です。天瀬町赤岩〇、地目が台帳田で現況が畑の 971 m²の申請でございます。譲渡人が福岡県直方市の〇さん、県外居住で管理できないということで譲りたいということでございます。譲受人が天瀬町赤岩の〇さん、譲り受けて規模を拡大したいということでございます。場所は、国道 2 1 0 号を天瀬から玖珠の方に進んで玖珠町との境、〇から上がって行ったところの集落内の農地でございます。すでに譲受人の〇さんが借りて野菜を栽培しているといった状況です。

続いて 3 ページです。番号 1 7 番、大字小山〇と〇の計 2 筆、合わせた面積が 1,555 m² 2 筆の申請です。譲渡人が三本松 1 丁目の〇さん、耕作できないので譲りたいということで、譲受人が石井町 1 丁目の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということでございます。場所は、〇のすぐ近くの農地になります。近くには〇もあります。〇の 1 筆に 3 枚の水田があります。2 筆とも譲り受けて農地として利用していきたいということです。

続いて 1 8 番です。天瀬町女子畑〇、地目が田で、面積が 1,421 m²、1 筆の申請です。譲渡人が天瀬町女子畑の〇さん、耕作できないため譲りたいということで、譲受人が同じく天瀬町女子畑の〇さん、譲り受けて規模拡

<p>調査委員 (川津清則) 事務局 (兵頭康之)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>大したいということでございます。場所は、女子畑の農地が広がる台地で、近くには〇がございます。圃場整備した農地の真ん中にあり、すぐ隣は譲受人の〇さんの農地になります。水稻を栽培していくということでございます。</p> <p>今月の申請は以上6件です。現地調査にご同行いただきました川津委員にご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題はないと思っております。</p> <p>それではチェックシートを説明いたします。資料No.1をご覧ください。1ページから2ページにかけてが3条となっております、農地法第3条の許可にあたっては、このチェックシートの項目に該当しないことが、許可の条件となります。今回の6件の申請は、現地調査及び書類審査によって、このチェックシートの項目に該当しないということを確認しています。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局より説明がありましたように特に問題ないということでございます。また調査委員も現地を見た限り問題はないということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思っております。</p> <p>(ありませんの声)</p> <p>ありませんか。なかったら、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ということで、6件すべてを許可ということに決定したいと思っております。</p> <p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、9件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
---	---

事務局
(田中さおり)

私のほうから、議案第2号農地法第4条について説明します。今月は9件ございます。議案集の4ページになります。12番と13番ですが、場所が同じですので一緒に説明します。12番ですが、大字高瀬〇と〇の2筆で、合わせて461㎡の第2種農地で、申請人が大日町の〇さんで、申請理由は事務所と宅地拡張及び進入路用地です。13番が大字高瀬〇で、こちらが1,462㎡中の494㎡の農用地区域内農地で、申請人が先ほどと同じ大日町の〇さんで、こちらは農業施設用地になります。場所は、先ほど3条で同じ〇さんが出ていましたが、その近くで県道小畑日田線を行き、〇の手前です。〇は事務所ができており、〇は進入路と宅地にかかっている状態です。その裏手に〇があります。この2件ともすでに転用済みですので追認案件ということになりますので始末書をいただくようにしております。

続きまして、議案集の5ページです。14番です。申請地が天瀬町馬原〇で台帳地目が畑の369㎡の第2種農地で、申請人が天瀬町の〇さん、申請理由が植林用地です。場所は〇のそばに〇があり、そこから北に上がっていくと〇があり、そのすぐそばの農地になります。現況は切り株がありますが、昭和60年頃杉を植林しており、去年すべて伐採して今現在切り株だけになっている状況です。こちらでも許可を得ずに木を植えておりますので、追認案件ということで始末書をいただくようにしております。

続きまして、15番です。大山町西大山〇で、台帳地目が田の521㎡の第2種農地で、申請人が大山町の〇さんで、申請理由が植林用地です。場所は、国道212号線を大山の方に向かうと〇があり、その手前になります。現況は木が植えられており追認案件になりますので始末書をいただくようにしております。

続きまして、議案集の6ページになります。16番です。大字山田〇と〇で、台帳地目が畑の2筆合わせて295㎡の第1種農地です。申請人が天神町の〇さんで、申請理由が農業施設用地です。場所は、山田原の〇や〇のそばの農地です。〇は農機具などを置く施設になっております。〇は農産物直売所があってその一部にすでになっており、道路の残地と思われませんが少し残っており今回申請したものです。こちらでもすでに2筆とも現況が転用されており、追認案件ということになりますので始末書をいただくようにしています。

続きまして、17番です。大字花月の〇と〇の2筆です。台帳地目が田の合わせて577㎡の第2種農地で、申請人が藤山町の〇さん、申請理由が一般住宅用地です。場所は、バイパスを進み〇と〇の手前の農地になります。道路を挟んで2筆に分かれています。〇に住宅を建てて、〇に農業用倉庫と駐車場等として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、議案集7ページです。18番と19番は場所がほぼ一緒ですので一緒に説明します。18番が天瀬町出口〇で台帳地目が田の218㎡、申請人が天瀬町の〇さん。19番が天瀬町出口〇、台帳地目が田の853

<p>調査委員 (川津清則)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>m²で申請人が○さんで、この2件とも養魚場用地ということで申請が出ております。場所は県道朝田線から東に入り○や○の近くの農地になります。18番の○はすでに養魚場になっており、ヤマメやチョウザメを養殖しています。19番の○はすでに池のようになっていますが、きちんとした養魚場としてヤマメやチョウザメを試験的に養殖したいということで申請が出ており、2件とも農振除外の申請を出しており、許可が出たので、転用の申請をしたものです。どちらともすでに工事を着工している状態ですので、追認案件ということで始末書をいただくようにしております。</p> <p>続きまして、議案集8ページの20番です。大字渡里○ほか2筆です。236.07 m²の第3種農地で、申請人が福岡市の○さんと○さんで持ち分が2分の1ずつです。申請人のご兄弟です。申請理由は宅地拡張用地です。場所は、玉川バイパスや花月川があり、水害の時に落ちた鉄橋のすぐそばになります。家の周りの一部となっております。こちらもすでに家の一部になっていきますので、追認案件になりますので始末書をいただくようにしております。</p> <p>以上9件が4条の申請になります。ここで現地調査にご同行いただいた川津委員に一言いただきたいと思えます。</p> <p>第4条の9件ございますが、うち8件が追認案件で始末書徴取となります。私たちが見た限りは問題はないと思えます。</p> <p>それでは、チェックシートについて説明をいたします。4条のほうは資料No.1の3ページから6ページになります。すべての項目に該当しないことが条件となっておりますが、No.13と16と18と19以外は該当しないということで確認しております。13番、16番、18番、19番については17ページをご覧ください。13番は例外規定の農用地区域内農地の②、農用地利用計画に指定された用途に供する場合に該当します。16番の○さんの農業用施設につきましては、第1種農地ですが、③の農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に該当します。18番と19番の○さんの天瀬の出口の件は、⑥の特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合の、ウの水産動植物の養殖施設などに該当するため例外的に許可できることになっております。</p> <p>19番は追認案件ではないのですか。</p>
---	--

<p>事務局 (田中さおり) 議 長 (小山一善) 事務局 (田中さおり) 議 長 (小山一善)</p> <p>11番 (松原忠雄)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>19番も追認案件です。</p> <p>転用済みと書いておりませんが、追認案件ですね。</p> <p>すでに一部が池のようになっているので、追認案件になります。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、9件でございます。追認案件でないのが17番だけで、あとはすべて転用済みということで始末書徴取のうえ許可相当だということで事務局は言いましたし、調査委員長も同様で、17番は許可相当で他は始末書徴取のうえ許可相当だということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p> <p>11番、松原です。12番と13番ですが、建設会社の役員さんで、この方たちはよその道路とかを建設していく時に農地の転用とかきっちり指導していかなければならない立場の人です。そういう人がこれだけ無断転用しているということに農業委員会事務局として指導しなければ、また同じことをする可能性があり、自分方はしておいて、よそのはやかましく言うのは具合が悪いですから注意してはどうかと意見でございます。</p> <p>こちらから指導はしたいと思います。この方は農振除外も一部、平成11年頃にしているのに、今このような申請許可を取っているということもありますので、行政書士から申請が出ておりますので、そこを通じて指導や注意はしたいと思います。</p> <p>松原委員の意見はもっともなことであり、このように済めばその職種の方はあとで始末書を書けば良いとするのも以前ありましたので、事務局はそのようなことがないように厳しく注意をしていただきたいということで、よろしく申し上げます。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
---	--

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>今言われたように、17番のみ始末書が要りませんが、ほかの8件は始末書徴取のうえ許可相当ということでございます。なかったら、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。事務局の説明どおり、許可相当としたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案第3号の農地法第5条について説明いたします。今月は6件でございます。議案集9ページの22番です。大字小迫〇、台帳地目が畑の67㎡の第2種農地です。譲渡人が朝日町の〇さん。譲受人が同じく朝日町の〇さんで、申請理由が駐車場用地です。場所は、近くに〇や〇があり、すぐそばの農地となります。申請地の隣が申請人の自宅です。駐車場が不足しており近所に借りたりしているので、譲り受けて駐車場としたいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、23番です。大字庄手〇と〇の2筆です。台帳地目が田の合わせて618㎡の第3種農地で、譲渡人が福岡県大野城市の〇さん。譲受人が吹上町の〇さんで申請理由が駐車場用地です。場所は、〇や〇の近くの農地になります。譲受人の〇さんは個人で建設業を営んでいますが、隣の2階に事務所を移転するとのことで、譲り受けて駐車場にしたいということで申請が出ております。10人ほどいる従業員用と会社の営業車や来客用の駐車場に利用したいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、24番です。議案集の10ページです。大字高瀬〇で台帳地目が田の402㎡の第3種農地で、譲渡人が高瀬本町の〇さんで、譲受人が大分市の〇さんと〇さんで、持ち分2分の1ずつで譲り受けるということで、申請理由が一般住宅用地です。場所は、〇の近くになります。〇さんは祖母でお孫さんが譲り受けて家を建てたいということで、現在大分市に住んでいますが、家を建てたらこちらに引っ越すということで、仕事でしばらくは大分に通うようにしているとのことです。</p>

<p>調査委員 (川津清則) 事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>続きまして、25番です。大字渡里〇と〇の2筆で、台帳地目が田の合わせて864㎡の第3種農地で、譲渡人が清岸寺町の〇さん。譲受人が清岸寺町の〇さんで、申請理由は駐車場用地です。場所は、〇のすぐ前の農地です。隣接はしていませんが近くの2筆ということで申請が出ております。譲受人の会社の社員が増加するなど駐車場が手狭で近くで借りており、申請地を譲り受けて駐車場にしたいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、議案集11ページの26番です。大字西有田〇、ほか4筆の計5筆です。台帳地目が田の4,980㎡の第2種農地で、譲渡人が三ノ宮町1丁目の〇さんほか3名で、譲受人が上城内町の〇さんです。申請理由は事務所用地です。場所は西有田の〇がありますが、そのすぐ裏手と言いますか、すぐ横の農地になります。譲受人は重機や建設資材のリースなどをしてしていますが、重機など大型のものが多いため現在の事務所では手狭になったので、こちらを譲り受けて移転したいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、議案集12ページの27番です。大字小迫〇で、台帳地目が畑の330㎡の第2種農地で、譲渡人が小迫町の〇さん。譲受人が同じ小迫町の〇さんで申請理由が一般住宅用地です。場所は、光岡駅から朝日のほうに行くとトンネルがあって、トンネルを抜けて右手の〇のすぐそばの農地です。</p> <p>以上6件が、今月の5条の申請になります。ここで現地調査にご同行いただいた川津委員に一言いただきたいと思っております。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題はないと思っております。</p> <p>それでは、チェックシートの説明をいたします。資料No.1の7ページから10ページをご覧ください。すべての項目にも該当しないことが許可の条件になっておりますが、すべて該当しないということを書類審査、現地調査で確認しております。</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局より説明がございましたように、特段問題はなく、また、現地調査を行いました調査委員長も特に問題はないということで、許可相当ではなかろうかということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思っております。</p> <p>(ありませんの声)</p>
--	---

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>なかったら、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ということで、6件すべて許可相当としたいと思います。</p> <p>これで調査委員長の役目が終わりましたので、調査委員長よりひとことお願いします。</p>
<p>調査委員 (川津清則)</p>	<p>今月調査をしましたが、先ほどの松原さんからのご質問があった件ですね、現地に行って私も疑問に思っ、本人に話をしようと思ったのですが、ご家族が出てきて、その話をしているものかとなりまして、その場で農業委員が言ったほうが良かったのではないかと反省点がありました。また、現地を調査する段階で進入路に注意事項が書いてあって、一般の者は進入できず、通行するときは連絡をするように後から言われた点もあり、そういうこともしっかりとしなければいけないかなと思った点があったと報告しておきます。今日はありがとうございました。以上で終わらせていただきます。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>調査委員長として現地を見ました川津清則委員、また同行いただいた4番中島浩司委員、15番中山敦子委員のお二方にも、たいへんお疲れさまでした。</p> <p>続きまして、議案第4号の、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規14件、再設定14件、中間管理事業5件、解約6件でございます。今月は、議事参加がございませんので、一括して皆様方のエリアをご覧になって、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、この件についてすべて受理したいと思います。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>続きまして、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について5件でございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について説明いたします。議案集は30ページです。今月は5件申請がありました。まず番号6、大字鶴河内〇、地目は台帳が田、現況が雑種地で面積が388㎡です。申請人は日田市上宮町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準1の災害で非農地化し農地への復旧が困難な土地に該当するものです。場所は大鶴振興センターから山手の方に上って行ったところ。河川の近くの災害を受けた跡ですが、片付けていますのでガレキはありませんが非農地化しています。</p> <p>続きまして、番号7、大字川下〇と〇です。どちらも台帳が田、現況が山林、合計面積が971㎡の2筆です。申請人は大分市の〇さんです。申請理由は平成8年に農地法第4条の許可を受け転用したものの、地目を変更していなかったため、発行基準2に該当するものです。場所は国道210号線沿いの近くには〇、川の対岸には〇があるところになります。〇は木が植わって育っており、〇はクヌギの苗木を植えています。</p> <p>続きまして、番号8、中津江村合瀬〇で、地目は台帳が畑、現況が雑種地の面積が190㎡です。申請人は熊本県阿蘇市の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4の周囲の状況からみて農地に復元しても継続的に利用することができないと見込まれる土地で、違反転用などではない土地に該当するものです。場所は、中津江振興局から〇や〇の方に進んで、さらに山手のほうに入って行ったところ。よくある荒れ果てているようなところとは若干違いますが、隣接地に杉の木がかなり高く育っております。特に手入れはしていなかったということですが、日陰になっており、雑草も育たないような土地なので、このまま何か農作物を育てることも難しいということでの申請であります。</p> <p>続きまして、番号9、大字有田〇で、地目は台帳が田、現況が山林の面積が630㎡です。申請人は大阪府茨木市の〇さんです。申請理由は昭和59年に農地法4条の許可を受け転用したものの、地目を変更していなかったため、発行基準2に該当するものです。場所は、東有田中学校や東有田振興センターがありまして、そこから山手の方に行ったところになります。杉の木が植えられて、きちんと山林として転用されているものです。</p> <p>最後が、番号10、大字夜明〇で地目は台帳が畑、現況が雑種地、と同じく大字夜明〇で地目は台帳が畑、現況が山林の2筆です。面積は合計で222㎡になります。申請人は日田市夜明関町の〇さんです。申請理由は現況</p>

	<p>に合わせて地目を整理するためで、発行基準4の森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。位置は夜明ダムの近くです。昔の国道386号線沿いということになります。現況は○は昔のガードレールの外側で、さらに外に行くとダムに落ちてしまうようなところになっております。○は大部分に竹が生えており、こちらも竹林化している土地と見受けられるかと思えます。</p> <p>この5件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからは証明を発行しても問題ないだろうという旨でお話を承っております。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>ちょっと事務局、お尋ねします。番号9ですね。字これは○ではないですか。近くに○の○があり、通称は○と言っているのですが。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希) 議長 (小山一善)</p>	<p>恐らくその通りだと思います。確認させてください。</p> <p>あとで調べて修正しておいてください。</p> <p>何か皆さんございませんでしょうか。非農地証明発行ということで5件ですが、ありませんか。なかったら5件すべてで非農地証明、現況証明書を発行したいと思いますが、よろしいですね。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>続きまして、議案第6号、別段面積1a等の適用指定申請の件、2件でございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書33ページをお願いします。別段面積1a等の適用指定の件です。農地取得の際の下限面積は通常25アールですが、空き家バンク制度を活用して、空き家と農地を一体的に取得する場合は25アールの面積要件を緩和するという内容の申請の関係でございます。今月は2件ございました。</p> <p>まず、番号2番のほうからまいります。大字西有田○ほかで計4筆の申請になります。地目は畑で4筆の合計の面積が694㎡になります。申請者、農地の持ち主は、長崎県にお住まい、長崎の方に転出しております○さんです。空き家の所在地はこの4筆に囲まれるように存在しますが、西有田○が空き家になります。買受の希望者</p>

ですが、福岡県福岡市博多区のアメリカ国籍の方で、○さんという方になります。外国の方なので補足で説明します。まず、農地法等において農地の取得者について国籍に関する規定というのは特に制限はございません。ただし、アメリカの方ということで不安な要素もございましたので、4月30日に面談を行いました。この○さんはかつて福岡の方で英会話教師をされていた方で一旦帰国されていますが、40年間にわたって日本に縁のあった方でございます。現在は年金生活に入られていますが、昨年、日本の方と結婚されて福岡や九州内で家を探していたところ、インターネットで今回の○さんの家が目に留まって大いに気に入られたということでございます。日本人の奥さんと二人で日田に永住するつもりということで、日本語も完全にペラペラでした。また、自治会長さんの所にもすでにあいさつに行かれていますとかしており、アメリカ国籍ということでの心配も特にないのかなと考えております。場所は、日田支援学校や○の近くの石松町の中の農地になります。今回の申請地が家を取り囲むように4筆あります。○はシートが張っています。○は栗がある状況です。○と○はイチジクです。○さんは譲り受けて野菜等と現在植わっている果樹などを管理していきたいということでございます。

今月はもう1件ございまして、3番です。前津江町赤石○、地目が畑の610㎡の1筆です。申請者、土地の持ち主が○さん、城町2丁目の方で、空き家の所在地は今回の申請農地の隣にあります前津江町赤石○です。買受の希望者が阿蘇郡高森町にお住いの○さんで、この方も前津江町赤石に惚れ込んで移住をしたいということで希望されております。場所は、前津江町赤石の○がありますが、その近く農地でございます。申請地のすぐ隣に空き家があります。この適用指定申請の件では指定するか否かの目安を定めておりまして、今日お配りした資料No.1チェックシートの綴りの一番最後のページ、裏表紙といえますか、一番裏のところになります。真ん中の囲んでいるところで適用申請の目安を定めておりますが、①から⑦まで定めております。所有者あるいは買受希望者も空き家バンク登録者である。空き家と農地をともに買受予定である。不耕作地等が基本となります。小規模の取得を認めても周辺の営農に支障が出ない農地であること。申請農地への通作距離が耕作可能であること等を定めておりまして、今月の2件の適用指定申請について、この指定の目安に沿って照らし合わせて、指定をしても差し支えないということで考えております。適用指定をされた後は農業委員会から通知をして、その後、3条の申請が上がってくるという流れになります。

議長
(小山一善)

議案第6号、別段面積1a等の適用指定申請の件、2件でございますが、事務局の説明がございましたように、適用しても全く問題はないということでございますが、よろしいでしょうか。

議 長
(小山一善)

(はいの声)

それでは、受理したいと思います。

続きまして、議案第7号、5月調査委員の選任について、11番松原忠雄委員、17番飯田隆委員、調査委員長には飯田隆委員にお願いしたいと思います。

続きまして、報告でございます。

報告第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

報告第2号、農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

報告第3号、農地法施行規則第29条第1項該当による届出の件

報告第4号、農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出の件

続きまして、その他でございます。

(1) 3月戸別訪問集計について

(2) 5月現地調査

日 時 5月28日（木） 午前9時

(3) 5月定例総会

日 時 6月8日(月) 午後1時30分
会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

5月21日(木) 常設審議委員会(大分市)(小山会長)

(5) その他

- ・「4月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「4月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年6月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 1 9 番